

## 建設環境委員長報告

令和3年11月定例会

建設環境委員長報告をいたします。

建設環境委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「都市計画法施行条例の一部を改正する条例」など条例案4件、「変更契約の締結について」の一般事件案1件、「令和3年度島根県一般会計補正予算（第9号）」など予算案7件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、第129号議案「令和3年度島根県一般会計補正予算（第9号）」のうち、環境生活部所管分についてであります。

委員から、県民会館など多くの県民が利用する県立施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのサーモグラフィ等の設置状況について質問があり、執行部からは、昨年度以降の補正予算により3密回避や衛生対策等に必要な予算を確保し、各施設に一定の整備を行うことができている。今回の補正予算では、施設を利用いただく中で不足が生じた箇所への整備を進めていく予定であるとの回答がありました。

次に、第142号議案「島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例」では、委員から、条例改正後に重要なことは、観光部門や市町村がタイアップするなど、歩行者利便増進道路制度が活用されることにより、新しいまちづくりが進んでいくことであるとの意見があり、執行部からは、道路空間における賑わいの創出に向け、この制度が道路管理のみでなく、まちづくりの点からも活用されるよう、住民への幅広い周知が必要であると認識しているとの説明がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

環境生活部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「（仮称）西中国ウィンドファーム事業に係る環境影

響評価について」では、委員から、先般、建設予定地である吉賀町で行われた事業者による地元説明会において、報道関係者等の地元住民以外の方が説明会会場から排除された事例を聞いており、これは大きな問題であると考えている。建設予定地の地元住民に限らず、関係する人々が事業者から示される情報等を得る機会はあるべきであり、そうでなければ、地元住民以外の関係者や県民には、情報が全く入ってこないことになる。県として事業者に対し、情報が適切に提供されるように申入れをしてほしいとの意見があり、執行部からは、手続き上、情報提供の仕方について明確に決まっているものではないが、委員の意見を踏まえ、事業者との対話を進めていくとの回答がありました。

以上、建設環境委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。